

病院内保育所施設整備費補助金の概要

1 目的

病院に従事する職員のために保育所を設置し、医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図ることを目的とする。

2 補助対象者

病院の開設者（ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。）

3 補助率

1 / 3

4 補助対象経費

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費

5 基準額

基準面積に単価を乗じた額とする。

・基準面積：収容定員×5 m ² （ただし、30人を限度とする。）
鉄筋コンクリート造 448,958円／m ² × 基準面積
ブロック造 199,148円／m ² × 基準面積
木 造 448,958円／m ² × 基準面積

6 その他

- (1) 補助金を受けようとする場合は、事業内容が関係法令等の規定に適合していることが条件となるので、留意すること。
- (2) 補助金を受けて整備した建物等は、財産処分（増改築、用途変更等含む）に一定期間の制限を受けることに留意すること。
- (3) 敷地の状況が「借地」の場合は、長期使用が可能である証明書又は、土地の購入計画書が必要になるので留意すること。